

自転車対策審議会資料No.1
平成29年5月22日

(写し) 公印なし

国都交発第18号
平成29年5月22日

国立市自転車対策審議会
会長 鈴木美緒様

国立市長 永見理夫

諮問書

国立市自転車安全利用促進条例第16条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご意見をいただきたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 中央線高架下自転車駐車場の使用料の見直しについて
- (2) 国立市自転車安全利用促進条例の見直しについて

2. 諮問理由

- (1) 中央線高架下自転車駐車場の使用料の見直しについて

中央線高架下自転車駐車場は、平成26年4月に供用開始しましたが、収容台数2,007台のうち、平成29年3月時点で定期利用契約者が約450名、一時利用者も1日20名程度と利用率が他の自転車駐車場と比べて著しく低い状況にあります。国立駅西口改札の設置などの周辺環境の変化により、若干の利用者増がありましたが、さらなる利用者増のため使用料の見直しを行うことといたしました。

つきましては、中央線高架下自転車駐車場の使用料の見直しについて、ご検討いただき、ご答申願いたく、貴審議会に諮問するものです。

(2) 国立市自転車安全利用促進条例の見直しについて

国立市自転車安全利用促進条例は昭和 56 年 5 月に施行され、使用料の見直しを除くと大幅な見直しは行ってきませんでした。自転車駐車場の運営や放置自転車対策について、現行の条例では対応できない部分が生じていることから、見直しを行うことといたしました。

つきましては、国立市自転車安全利用促進条例の見直しについて、ご検討いただき、ご答申願いたく、貴審議会に諮問するものです。

以 上